

蔵王町農地賃借料情報

農地法第52条に基づく賃借料情報(令和4年1月から12月までに締結されたもの)をお知らせします。
契約の際には、ほ場条件等を考慮し、当事者間で十分に話し合い賃借料を決めてください。

令和5年1月公表

蔵王町農業委員会

1 田(水稻)の部

(10a当たり)

町全域	有償による 賃貸借データ数 (筆数)	平均額 (円)	最高額 (円)	最低額 (円)	無償による 賃貸借データ数 (筆数)	賃借料 (円)
	186	7,000	15,661	3,442	19	0

地区名	有償による 賃貸借データ数 (筆数)	平均額 (円)	最高額 (円)	最低額 (円)	無償による 賃貸借データ数 (筆数)	賃借料 (円)
曲竹	25	5,200	5,150	5,150	-	0
矢附	14	5,200	5,150	5,150	-	0
円田	31	7,200	10,537	3,482	3	0
平沢	56	9,300	15,358	5,150	-	0
小村崎	9	10,600	15,661	5,150	-	0
宮	51	5,100	5,150	3,442	16	0

2 畑の部

(10a当たり)

町全域	有償による 賃貸借データ数 (筆数)	平均額 (円)	最高額 (円)	最低額 (円)	無償による 賃貸借データ数 (筆数)	賃借料 (円)
	37	7,200	10,300	2,605	7	0

*1 データ数は、集計に用いた筆数です。(地区ごとの全データによる平均額の170%を超えるもの及び30%未満のものは、特殊な取引であるとして集計から除外しています)また、地区ごとのデータ数が5件に満たない場合は、信頼性のある平均値が算出できないため、掲載しておりません。
(塩沢・遠刈田)賃借料は近隣地区の平均等を参考にしてください。

*2 賃借料を物納支給(水稻)としている場合は、玄米60kg当たり10,300円(令和4年産米概算金)に換算しています。

*3 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。

*4 「田(水稻)の部」の「(参考)町全域」の平均額は、地区ごとの平均値(四捨五入前)をデータ数により加重平均した値です。賃借料0円のデータは含まれていません。

*5 「畑の部」は、地区単位ではデータ数が少ないため、町内全域で一括して算出しています。

*6 「無償による賃貸借データ数」の欄には、賃借料を0円(使用貸借)で契約したものの筆数を参考までに示しています。